

自民党、公明党、民進党は「部落差別解消推進法案」の衆院通過を狙っています。同和（部落）の特別法は、問題解決に障害になるとして、14年前に失効しています。全国部落解放運動連合会を発展的に改組した全国地域人権運動総連合（全国人権連）の新井直樹事務局長に今回の法案の問題点を聞きました。

「部落差別」法案は解決逆行

全国人権連事務局長 新井直樹さんに聞く



—現状からみて、法案の問題点は？

差別被差別といつ新たな国民対立を生むことになる「差別固定化法案」です。

現状は、法務省の人権侵犯処理でも悪質で深刻な部落差別の実態があることは言えません。旧「部落」や「部落民」に関するインターネット上の書

き込みもありますが、現行法と対抗言論によって対処すべきです。部落を問題にする人がたまにいることも、時代錯誤だと説得できる自由な対話こそが大事です。

差別を固定化

法案のように「差別者が主流となっています。結婚や就職の問題で自殺したという記事は見たことがありません。問題が

結婚も部落内外の婚姻が主流となっています。同和事業こそ即刻廃止すべきです。

同和事業廃止を

—新たな法は解決の

あれば、市民相互で解決に取り組める時代になつたのです。

そのため、政府も3年取り組んだ同和対策の特別法を2002年3月末で終結しました。全国の精緻な生活実態調査と国民意識調査を実施・分析し、審議会で各界からの意見聴取もして議論を重ね、万全を期して終了しました。その経緯を無視する今回のやり方はまたのです。

政府は、一般対策の名で同和事業予算を組み続ければ、差別の実態があるかのように国民に誤解を生じさせています。逆差別を生じかねないもので、定化してしまいます。

同和事業こそ即刻廃止すべきです。

—新たな法は解決の

障害となるのです。部落問題は民族問題ではなく、自身分が差別理

由として残ったものです。国民融合のなかで、社会から消滅してゆけばよいものです。

それなのに、「部落差別の解消」をうたえば、国が「部落」と「部落外」を永久に分け隔てることになります。

法案は「差別の実態調査」を国や自治体に求めつつたく許されません。根深く存在しているとの誤った理解を広げることになります。

法案では、自治体などは相談体制をつくり教育・啓発をすることになります。実態や経過を無視して自治体や学校に

強制する根拠になり、大きな混乱を生じさせることがあります。

たとえば、埼玉県で同和行政を終了した自治体があります。こんな法律動きを取り込みつつ、ができれば、終了がほがらの国民管理に利用しようとします。それが、「解同」（部落解放同盟）などの要求通りに復活するという混乱が生じます。全国各地の同和行政終了自治体でも、混乱を生むことが考えられます。

2000年に自民、公明両党などの議員立法で制定された「人権教育・啓発推進法」は、人権問題を差別問題に矮小化（わいしょく）化して、解議論をせずに、制定あり決の実態から乖離（かいり）した「解放教育」や憲法改悪、「部落差別永久化法」には、国・民・階層とともに断固反対の運動を広げていきます。

—自民党的狙いをどうしますか。

自民党は差別禁止などという法の名で利権維持をはかる「解同」などの動きを取り込みつつ、改悪することを狙っています。それと軌を一にした動きです。人権問題の深刻さから国民の目をそらし、人権問題はあたかも差別問題がすべてであるかのごとく描くものであります。立法事実や「部落差別」の概念すらまともに立派な議論をせずに、制定あります。

2000年に自民、公明両党などの議員立法で制定された「人権教育・啓発推進法」は、人権問題を差別問題に矮小化して、解議論をせずに、制定あり決の実態から乖離（かいり）した「解放教育」や憲法改悪、「部落差別永久化法」には、国・民・階層とともに断固反対の運動を広げていきます。

日本共産党の仁比聰平議員が20日、参院本会議で行つた盜聴法拡大・刑事訴訟法改悪案に対する反対討論の要旨を紹介します。

参院本会議

盜聴法拡大・刑事訴訟法改悪案

仁比議員の反対討論

冤罪（えんざい）事 「どれだけ国民が苦な憲法違反です。」
件は、憲法と刑事訴訟法に反する捜査権限の法をつくらなければ、冤罪を防ぐ法を窃盗や詐欺など一般犯罪に拡大するものであります。根深い自白偏重主義の温床は、わが国の刑事司法の構造が国に背を向け、成立をはかろうなどして許さないからです。2人以上が役割を分担する意思で一步前進などではあります。

反対理由の第一は盜聴の拡大です。本法案は盜聴の自由化と司法取引導入、取り調べの部分録画を柱にした憲法違反の治安立法に他なりません。

状主義を侵害する明白

法律をつくるのか」と訴えた冤罪被害者の怒りが生み出されてきました。冤罪は、対象犯罪を窃盗や詐欺など一般犯罪に拡大するものであります。根深い自白偏重主義の温床は、わが国の刑事司法の構造が国に背を向け、成立をはかろうなどして許さないからです。2人以上が役割を分担する意思で一步前進などではあります。

反対理由の第二は監視の拡大です。本法案は監視の自由化と司法取引導入、取り調べの部分録画を柱にした憲法違反の治安立法に他なりません。

状主義を侵害する明白

情報がひそかに侵害され、蓄積される膨大な情報は、公安警察をふくむあらゆる警察活動を利用されうることにあります。国民監視の社会に委賣させる危険性があります。国民監視の定じています。

4月に、宇都宮地方裁判所で無期懲役判決が出された今市事件をたたずかう上です。

逮捕・起訴による長期反対理由の第三は、勾留のもとで取り調べを行い、自白を迫るア

ルセスは録画せずに、の制度化です。勾留のもとで取り調べを行うと、他人を罪に陥れたくなる危険がある司法取引

を強要する人権侵害と誤った裁判の危険をなくすため、取り調べの同行や起訴後勾留の手段などをつけていた任意は重大な誤りです。本

プロセスすべてを事後

的に検証可能にするこ

務の対象にはならない

めます。